

必要

町田市議会 議会改革 度 No.1

○2015年4月発表の「早稲田大学マニフェスト研究所」による地方議会改革度調査(市町村編)、2014年6月発表の「日本経済新聞社・産業地域研究所」による地方議会改革調査に対する町田市議会からのアンケート回答には、事実と大きく異なる回答が含まれていると判断に至りました。

●「草の根」が町田市情報公開条例に基づいて入手した資料によれば、上記の二者への回答には、非常に多くの事実と反する回答(虚偽の回答)がされています。特に、議会活動などの市民に直接報告する「議会報告会」、また「議員による政策提案型条例」の議決件数、さらには、第三者意見を求める「参考人意見聴取」については、いずれも実際には実施していない、あるいは実績が無いにもかかわらず、全て、「有り」と回答し、件数や人数を回答しています。

○自治体の議会の改革はこの10年で飛躍的に進んでいます。

私達、草の根も2010年春以来、一貫して議会改革が進むことを願い、批判しつつも応援する取り組みを、続けてきました。

●しかし、今回、私たちは、早稲田大学マニフェスト研究所や日経新聞のアンケート調査の結果「議会改革度 都内ナンバー1」との内容に、「市民の実感とはかけ離れている評価ではないか」と、違和感を覚え『町田市情報公開条例』に基づき、町田市議会の回答の根拠となる資料を入手し、1項目ずつ回答の内容の調査を行いました。その結果、2つのアンケートへの回答は、多くの点で、「虚偽回答」=「うその回答をしている」と判断しました。そこで、回答の内容については、議会自身が実態の再調査を行うことが必要と考え、2015年10月1日、町田市議会・上野孝典議長に対し、「再調査要望書」を提出しました。

○4ページを見てください。今年春の朝日新聞の記事です。

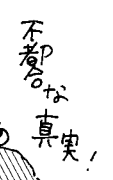
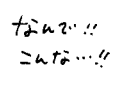
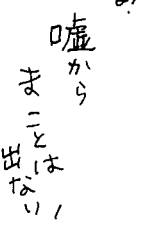
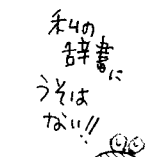
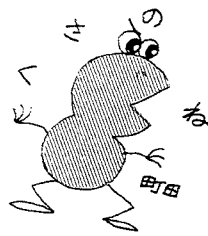
早稲田大学マニフェスト研究所は裏づけ調査なしに、町田市議会の回答をそのまま発表しました。それをまた、そのまま、新聞記事にし(もちろん取材をしていますが)そのためか、東京都議会や区部議会への酷い評価が記事になっています。

●しかし、この酷い評価は、私たち草の根の今回の調査が正しいとすれば、そのまま町田市議会にも当てはまります。

実際に、「これだけ改革をやっている、全国10位、都内ナンバーワン」と言っている議員もいます。「議員議会改革はこれ以上しなくていいよ。」という効果を生んでいます。ここが一番の問題点だと思います。

記入上のミスとか設問の意味の取り違えといった、「過失」ではなく、実際は改革が進んでいないのに、「回答」のときだけ改革が進んでいるように見せかける、偽装するのは、もはや犯罪的と言わなければなりません。

ランキングの順位をあげることを目的に「うそ」の回答をしたとすれば、そのことこそが問題です。議会=政治家が「うそをつく」というのは致命的です。



早稲田大学マニフェスト研究所調査アンケート 質問項目と虚偽回答一覧

★ は、草の根による調査(情報公開入手資料)で「虚偽回答」と判断した質問項目

Q1~22 フェイスシート ~ 議員個人の賛否理由の公開

Q23 ★ 委員会や会派での視察報告とその後の取り組み

「一般質問で取り上げた」だけでは、紙媒体で公開に該当せず、視察後の取り組みにもあたらない。

Q24 議長交際費の公開範囲・方法

Q25 ★ 政務活動費公開範囲・方法

議会だよりに掲載はしていないので、紙媒体で公開には当たらない。

Q26~27 議案等の事前公開、議会だより発行回数

Q28 ★ 議会だより発行体制、市民の参加状況

編集スタッフの募集実績は無い、また、実際に市民が参加したことを示す資料は無い。

Q29 ★ 議会だより・改善のためのアンケート

アンケートを実施したと回答しているが、これは「議会全般」へのアンケートで「議会だより」ではない

Q30~33 ホームページのユニバーサルデザイン~傍聴の際の手続き

Q34 ★ 議会報告会 実施の有無

6回実施、と回答しているが、対象が特定団体で、一般市民ではなく、開催告知もなく、さらに非公開であり、虚偽回答。

Q35 ★ 議会報告会の開催回数

Q36 ★ 議会報告会での意見等の取り扱い

Q37 ★ 議会報告会について工夫している点

設問35~37は、実施している場合の設問で、実施していないのに、架空の数字等で回答している。

Q38~43 住民の意見を反映する制度や夜間議会や日曜議会

Q44 議会基本条例の制定・検証

Q45 自治基本条例の有無

Q46~47 ★★ 政策型議員提案条例の制定、その後の検証

政策型議員提案条例の制定は過去10年で1件もないのに、6件と回答。回答の根拠としての条例6件はすべて、政策型議員提案の条例ではない。従って、「その後の検証をしている」も虚偽回答。

Q48~50 執行部議案への対案の提出~議会改革のための検討組織設立状況

Q51 ★ 地方自治法96条分の2の議決事項の追加

回答の根拠の4件の条例のうちの、1件(議決事件条例 H23年)がかろうじて該当。残りはすべて「議会の権限の拡大とは無関係の条例

Q52 ★ 議会での討議方法 反問権、一問一答、議員間討議

反問権は規定が無く、実施もされていない。議員間討議も請願審査時のみで、いずれも虚偽回答。

Q53~60 ホワイトボードの設置、通年議会、議長選挙公約ほか

Q61 ★ 議会による 事務事業評価、政策評価、事業仕訳の有無

決算特別委員会で「行政評価シート」を使っているが、議会独自では、事業評価はやっていない。

Q62~68 サポート体制、議場へのPCの持ち込み状況、ICT化による業務改善ほか

Q69 ★ 議会図書室の利用状況

利用対象者は議員と事務局職員と規定されているのに、一般職員や住民にも開放していると回答。

Q70,71 議会図書室・司書の配置、

Q72 ★ 議会改革推進における課題や懸念(自由記述)

自由記述であるが、「通年議会をやるなら報酬を引き上げなければできない!」と回答している。

Q73 ★ 設問全体を通して、回答上の疑問点、補足(自由記述)

視察の成果を15件執行部が行政に反映させたとしているが、15件の根拠の資料は無い。

日本経済新聞社の調査 質問項目と虚偽回答内容

★印は、草の根による調査(情報公開入手資料)で「虚偽回答」と判断した質問項目

Q1～Q4 フェイスシート

Q5～10 議会日程の公開 ～インターネットの活用(情報発信・収集)

Q11 ★ 政務活動費・領収書の添付義務付け

監査委員の指摘事項でもあるが、義務付けてはいるが、領収書の無いものや、収支報告の内容の裏付けになっていない。そもそも、ほとんどの会派は帳簿そのものをつけていない。

Q11sub ★ 領収書を含む収支報告書の閲覧

設問でわざわざ、情報公開条例によるものを除く、としているのに、閲覧できると、虚偽回答。

Q12～16 政務活動費の使途の公開～公聴会の開催

Q17 ★ 参考人制度の活用

参考人は、議会の判断のための参考意見を求めるもの。請願者の陳述は、当事者の主張であり、これを参考人というのは、ありえない。まったくの虚偽回答。

Q18 議会報告会を条例・要綱・規則で規定しているか

Q18 sub★ 議会報告会の開催の計画

検討中との回答だが、情報公開入手資料では回答の根拠資料は「存在しない」となっている。

Q19 ★ 議会報告会の取り組み内容

Q20 ★ 議会報告会の開催有無

早大マニフェスト研究所と同じ質問で、ここも虚偽回答。Q19も、取り組みは無く、虚偽回答。

Q20sub★ 開催回数と参加者数

当然、開催していないので、虚偽回答。

Q21 ★ 委員会と特定団体等との意見交換会

委員会と特定団体との非公開の会合を、住民への「議会報告会有り」の根拠に使ってしまったので、仕方なく、実際には開いているのに、開催していない、と回答している。

Q22～24 本会議での一問一答方式の導入有無 ～ 執行部提案に対しての議員相互の自由討議の制度としての規定の有無

Q25 ★ 自由討議の実行状況

請願の委員会審査の場面以外では、どの会議でも自由討議はしていない。虚偽回答。

Q26 議会基本条例の有無

Q26sub★ 議会基本条例制定に向けての計画の有無

情報公開入手資料によると、「回答の根拠資料はない」とのこと。虚偽回答。

Q26sub2～sub3 制定過程の議論の傍聴可否、住民参加機会

Q27 ★ 執行部提出の議案に対する否決や修正

回答の「修正1件」は「ワクチンの無料化」で、否決で、非該当。「執行部提案の条例案を否決」と回答しているが、これは議員提案の公園駐車場案件で、執行部提案ではない。2件とも虚偽。

Q28 ★ 政策条例の議員提案件数(過去2年間の実績)

回答根拠は、公園条例の改正条例。設問では、改正条例を除く、とあり非該当。

Q29 ★ 議決事件の追加

早大質問、No.51に同じ。議会権限の拡大の主旨ではない条例を根拠としている。

Q30～31 調査等での専門的知見(有識者)の活用住民投票の条例等での規定有無

Q32 ★ 通年議会

通年議会化は考えていないのに、「その他」と回答。「回答根拠資料は無し」となっている。

Q33～34 議長選挙における議長公約～議長の在任期間

Q35 ★ 議会改革にかかわる独自の取り組み

独自取り組みの例として、本会議での議員間討議をあげているが、実際は行われていない。

Q一 ★ 自由記入 最後に、議会報告会は一時検討課題に上ったが沙汰やみになったと回答。

Q18 subとQ19,20の「議会報告会を開催している」が虚偽であると、自らコメントしている。

見出し: **議会改革の意識 濃淡 早大マニフェスト研がランク 都・区議会、
停滞目立つ 町田市健闘、全国10位入り**

要旨: 全国の議会改革度を調べている「早稲田大学マニフェスト研究所」が2014年度版のランキングを発表し、町田市議会が全国10位(前年11位)に入った。研究所によると、都内では市部の議会で改革が進む一方、都議会や区議会の停滞ぶりが目立つという。

嘘から
まことは出ない!



本文: 研究所は04年に北川正恭・元三重県知事らが設立。地方議会が改革を競うことで質を高めてもらおうと、10年から都道府県議会、区市町村議会に、本会議の動画公開の状況や議会報告会の開催回数など約70項目を尋ね、ランキングを発表してきた。14年版は、全国1800議会のうち1402議会が回答した。

同記事内の 表形式の記事

**早大マニフェスト研究所の
議会改革度ランキング
14年度の都内順位**

()内は13年時の 全国順位

町田市	1	(11)
東村山市	2	(52)
多摩市	3	(110)
立川市	4	(271)
国立市	5	(圏外)
小金井市	6	(127)
新宿区	7	(140)
調布市	8	(106)
小平市	9	(97)
板橋区	10	(圏外)
三鷹市	圏外	(142)
瑞穂町	圏外	(219)
八王子市	圏外	(247)
武蔵野市	圏外	(262)



都内トップの町田市は、①傍聴者が比較的多い②名前などを書かずに議会の傍聴ができる③議会報告会を年複数回している④政策型議員提案条例が過去10年間で5件以上ある⑤政策に強い市職員を事務局に長期配置している——などが評価された。

研究所は「町田市議会は、全国でもトップランナー。あえて作らないと聞く議会基本条例を制定すれば順位はさらに上がり、5位には入る」とする。

同市議会は3月、第15期の議会改革調査特別委を設け、委員長の熊沢あやり市議は「より住民に近い議会をめざしたい」と話す。

(9行略)

課題は、都議会と区議会だ。都議会は、13年の全国順位非公開となる301位以下。都道府県だけの順位(速報値)は、14年版が43位(前年42位)となっている。①議会報告会を1年に1度も開いていない②政策型議員提案条例が過去10年で1件だけ③本会議で一問一答形式や議員間討議を導入していない——などが低評価の理由という。研究所は「変わる県議会もあるのに、都議会は改革の意識が全然ないと厳しい。

(6行略)

議会事務局職員が少ない町村議会では、議事録公開の遅れや、動画配信ができず、下位になるケースが多い。研究所は「予算が潤沢で、事務局職員も多いはずの区議会に、700位以下が3区もあるのは相当問題がある」と指摘する。

(以下11行略)

※都内の11位以下、
全国の301位以下は

公開されていないため「圏外」とした。

◆なお、別記事

朝日新聞2015年4月3日付の記事

「62市町村と東京都の議会の現状(アンケートの回答から)」によれば、質問項目⑩議会報告会の開催状況では、町田市議会は「開催していない」と回答している。

